

指定統計第6号

秘

運 輸 省

調査期日 甲種港湾毎月末、乙種港湾毎年末

この調査は、指定統計として、統計法(昭和22年法律第18号)及び港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号改正)に基づいて行
う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上に極めて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、総体に洩れることはなく、又この調査票
は、他の目的には総体に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日 甲種港湾翌月10日まで、乙種港湾翌年1月31日まで

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

入 港 船 舶 調 査 票

昭和 年 月 分

※調査港湾	甲種 乙種	港	申 告 者	事 業 所 名 所 在 地 氏 名	
※調査票番号					
※調査員の検印					印

入

入港船舶は貨物積載の有無にかかわらず、総トン数5トン以上の船舶について記入して下さい。

1. 汽船、機帆船及び帆船の別は、船舶の登録によつて区分し、外国船は赤字で内数を記入して下さい。
2. 種別ごとに外国航路船舶、内国航路船舶の別に記入して下さい。
3. 商船とは、客船、貨客船、貨物船及び漁船を意味します。
4. 漁船とは、漁業のために使用する船舶及び漁獲物を専門に運搬する船舶並びに漁撈設備を有する船舶で、もつばら漁業に関する試験調査、指導又は取締りのために使用するものを意味します。但し、漁船であつても漁獲物以外の貨物の運搬に従事したときは、その場合のみ商船として記載して下さい。

- 港
5. 「その他」とは、商船及び漁船に該当しない船舶、たとえば航海練習船、監視船、救難船、その他各種作業船等を意味します。
 6. 同一船舶で一日数回入港する場合は、一入港ごとに一回として計上します。
 7. 下記事項により避難した船舶は、船種の如何を問わずすべて避難船として計上して下さい。
A、荒天のため、出戻つた場合。 B、荒天を避けるため予定を変更し寄港した場合。 C、海難事故のため、自力又は他力によつて入港した場合。 D、荒天のため、炭水を消費してその補給のため入港した場合。
 8. 不登簿船でトン数の不詳のときは、次の割合で換算して下さい。石敷船は10石を総トン数1トンとします。
汽船は総トン数10トンに対し重量トン数15トン、機帆船、帆船は総トン数10トンに対し重量トン数20トン。

種 別	汽 船			機 帆 船			帆 船		
	隻 数	総トン数	重量トン数	隻 数	総トン数	重量トン数	隻 数	総トン数	重量トン数
商 船	外航								
	内航								
漁 船	外航								
	内航								
そ の 他	外航								
	内航								
計	外航								
	内航								
避 難 船	外航								
	内航								
合 計	外航								
	内航								

入港船舶トン数階級別は、上記入港船舶を総トン数により各階級別に隻数、トン数の延数を記入して下さい。外国船は、赤字で内数を()内に記入して下さい。

種 別		10,000 総	10,000 総	5,000 総	1,000 総	500 総	100 総	20~5 総	計
		トン以上	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン未満	トン	
汽 船	外航	隻 数							
		総トン数							
	内航	隻 数							
		総トン数							
機 帆 船	外航	隻 数							
		総トン数							
	内航	隻 数							
		総トン数							
帆 船	外航	隻 数							
		総トン数							
	内航	隻 数							
		総トン数							
合 計	外航	隻 数							
		総トン数							
	内航	隻 数							
		総トン数							

入港最大船舶 種別は、該当する事項を○で囲んで下さい。

種 別	船 名	総 ト ン 数	重 量 ト ン 数
汽船、機帆船、帆船			